第41回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
個別注記表

上記事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（https://www.forumeng.co.jp/ir/）に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

株式会社フォーラムエンジニアリング

１．新株予約権等の状況

⑴　当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第３回新株予約権
発行決議日		2017年３月22日	2019年６月25日
新株予約権の数		2,236個	436個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　670,800株 (新株予約権１個につき　300株)	普通株式　130,800株 (新株予約権１個につき　300株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　200,000円 (１株当たり　667円)	新株予約権１個当たり　342,000円 (１株当たり　1,140円)
権利行使期間		2019年３月24日から 2027年３月22日まで	2021年６月27日から 2029年６月25日まで
行使の条件		(注) １．	(注) １．
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　158個 目的となる株式数　47,400株 保有者数　1名	新株予約権の数　266個 目的となる株式数　79,800株 保有者数　1名
	社外取締役	該当事項はありません。	該当事項はありません。
	監査役	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(注) １．行使の主な条件は以下のとおりであります。
①新株予約権の割り当てを受けた者は、割当日以降、本新株予約権者の行使時までの間、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員である事を要する。
②その他権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

２．2018年10月18日付で１株を300株とする株式分割を行っており、「新株予約権の目的となる株式数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は当該株式分割を反映して算定しております。

３．第１回新株予約権を保有している取締役１名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。

⑵ **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

2．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 当社の取締役及び社員は、定款、組織規程、職務権限規程等の内部諸規定並びに会社法をはじめとする関係法令等の理解と実践が、社会規範を順守した行動の基本であることを強く認識し、営業部門と管理部門にまたがる横縦断的組織編成によって、常に複数者による業務執行管理体制を整えている。また、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため、コンプライアンス推進規程を制定・運用し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握と解消を図る。

b. コンプライアンス体制として、当社取締役、執行役員等で構成されるコンプライアンス委員会を設置しており、代表取締役社長を委員長とする。また、同委員会は経営会議に帰属かつ社内他部門から独立した組織とする。

c. 取締役会は、事務局を設置し、必要に応じて社外専門家の意見を求め、議案の事前及び事後チェックを継続する。

d. 監査役会は、取締役会の議事進行、決議事項について意見を述べるとともに、適法性を監査し、必要に応じて取締役会に対する指摘を行い、取締役会はこれを受けて必要な是正措置を講じる。

e. 部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部門とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。

f. 当社の取締役及び社員に対して、コンプライアンスの基本原則等の十分な理解を図る目的で、コンプライアンスの教育・研修を継続的に実施する。

g. 当社の事業に従事する者からのコンプライアンス違反や法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、内部通報規程に基づき内部通報制度を設ける。また、是正及び改善の必要があるときには、速やかに適切な措置をとる。

h. 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門に対し内部監査を行うとともに業務遂行の適正性、妥当性並びに適法性を監査、財務報告等の信頼性及びコンプライアンスの観点から内部統制の向上を図る。

i. 当社と利害関係を有しない独立性のある社外取締役及び社外監査役を選任し、取締役の職務執行が適正に行われるよう監督・監査体制の充実性を図り、適法性を確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a. 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、取締役の職務に係る付議申請書・稟議書等の決裁書類かつ報告書類及び各種契約文書等、取締役の職務の執行に係る情報に関して、記録保存規程に基づき保存･管理する。また、取締役又は監査役もしくは内部監査室等による要請があった場合に備え、適宜、閲覧可能な状態を維持する。

b. 取締役会事務局は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、継続的な改善活動を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. 当社は、リスク管理の全体最適を図るため、リスクマネジメント規程を作成し、全ての取締役及び社員に対し周知徹底をする。

b. 事業活動に伴う各種リスクについては、リスクマネジメント規程に基づき対応するとともに、経営会議で審議する。また、リスクマネジメントに係る主管部門は、事業部門等を交えて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図るとともに、適時かつ正確なリスク情報が取締役に報告される体制を維持している。

c. リスクマネジメントに係る主管部門は、全ての取締役及び社員に対して事業活動に伴う各種のリスクに関する研修等を適宜実施する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、組織関連規程及び決裁に関する基準等に基づき、意思決定の迅速化を図り効率的に業務執行を図る。

b. 事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図る機関として経営会議を設置し、当社の全般的な重要事項について審議する。経営会議は、原則として月1回開催する。

c. 執行役員制度を導入し、日常的な業務執行の権限を執行役員に与えることで取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化、さらに業務執行の効率化を図る。
d. 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
e. 経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管部門を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
a. 当社は、監査役の職務を補助する使用人として、他部門に所属する使用人を兼任スタッフとして設置する。
b. 監査役は、監査役の職務を補助する使用人に対し監査業務に必要な事項を指示できるものとし、当該使用人は、監査役の職務の補助を優先的に取り扱うものとする。
c. 監査役の職務の補助をする使用人の人事考課及び異動については、監査役と協議の上、決定することとする。

⑥ 上記⑤の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役の職務の補助をする使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役及び社員に周知徹底する。

⑦ 監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会のほか、必要に応じて会議体及び委員会に出席することができる。また、内部統制に関する事項等については、監査役に定期的な報告を行い、重要事項が生じた場合は、都度報告するものとする。

⑧ 上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役の職務の執行に必要でないことを当社が証明した場合を除き、原則、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理について、当社が負担及び処理するものとする。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a. 監査役は、代表取締役や会計監査人及び内部監査室と定期的に情報・意見交換を行い、相互連携を図る。
b. 監査役は、必要に応じて、会社の費用負担により、弁護士、公認会計士その他外部専門家の助言を受けることができる。

⑪　反社会的勢力排除に向けた体制
a. 当社は、反社会的勢力の排除に関する規程を制定し、当社の締結する契約、その他当社の行うあらゆる活動から暴力団等の反社会的勢力を排除するために必要な措置を講じる。
b. 当社の締結するすべての契約等に反社会的勢力排除条項を記載又は覚書等の締結を義務付ける。また、役職員に対しては自らが反社会的勢力に該当せず、第三者を通じても関与しない旨の誓約書の提出を義務付ける。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。
①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況の概要
・コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、四半期毎にコンプライアンス委員会を開催し、法令遵守について審議し、審議結果等を取締役会に報告しました。
・コンプライアンスに関する教育･研修計画を年度毎に策定し、定期的な教育･研修（以下「研修等」という）を実施しております。社員の入社時には、個人情報保護、インサイダー取引等に関する研修等を実施した他、全社員を対象とした情報セキュリティ及びコンプライアンスに関する研修等を実施しております。
・内部監査室及び監査役による監査において、各種法令、定款、社内規程等の遵守状況のモニタリングを行い、当社役員及び使用人の職務執行が適合しているか否かの確認を実施しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の運用状況の概要

・記録保存規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、取締役の職務に係る付議申請書・稟議書等の決裁書類かつ報告書類及び各種契約文書等、取締役の職務の執行に係る情報に関しては、同規程の定めにより、適切に保存及び管理しております。

・上記書類等は取締役又は監査役もしくは内部監査室等による要請があった場合に備え、適宜、閲覧可能な状態を維持しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況の概要

・リスクマネジメント規程に基づき、発生した各種のリスクについてコンプライアンス委員会で審議し、必要な対応策などを検討したうえで、経営会議、及び取締役会に報告しております。また、発生するリスクのモニタリング、リスク対応策の構築等、管理体制を整えております。

・世界的な新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大に伴い、対策本部を立ち上げ、社員に対する健康状況のモニタリング、感染予防・感染拡大防止策を実施しております。

・当社社員に対する安否確認システムの実効性を高めるため、大規模災害の発生を想定した訓練の実施等、危機管理対応の整備を図っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況の概要

・取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することに合わせ、執行役員制度の導入及び経営会議の開催を通じ、意思決定の迅速化を図り効率的に業務執行を行っております。

・当事業年度の事業計画に基づき、計数的目標の予算と実績を分析し、事業目標の達成を推進しております。

・ITシステムの主管部門において整備を進め、全社レベルでの最適化を推進しております。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項の運用状況の概要

・監査役の職務を補助する使用人を配置し、監査役の職務の補助を優先的に取り扱うことにより、その体制を維持しております。

⑥　上記⑤の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項の運用状況の概要

・監査役の職務を補助する使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び社員に周知徹底することにより、監査役の指示の実効性を確保しております。

⑦　監査役への報告に関する体制の運用状況の概要

・監査役は、取締役会以外にも経営会議やその他会議体に必要に応じて出席し、状況を把握しております。また、内部統制に関する事項についても定期的に報告を受けております。

⑧　上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の運用状況の概要

・監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しております。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項の運用状況の概要

・監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きについては、監査役の請求に基づき適切に費用負担をしております。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況の概要

・監査役は、代表取締役や会計監査人及び内部監査室と適切に相互の連携を図っております。また、会社の費用負担により、弁護士、会計士等の専門家の助言を必要に応じて受けております。

⑪　反社会的勢力排除に向けた体制の運用状況の概要

・反社会的勢力の排除に関する規程に基づき、反社会的勢力排除に向けた体制を構築しております。運用に当たっては反社会的勢力排除の為のマニュアルを策定し、その徹底を図っております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８年～15年
工具、器具及び備品	５年～８年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

⑷　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．表示方法の変更に関する注記

⑴　損益計算書

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めておりました「還付加算金」（前事業年度０百万円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度において区分掲記しております。

前事業年度において、区分掲記しておりました営業外収益の「受取利息」（当事業年度０百万円）、「受取配当金」（当事業年度０百万円）及び「業務受託料」（当事業年度０百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

⑵　「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年３月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

3．追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、技術社員に対して支給した休業手当等について、雇用調整助成金の特例措置の適用を受け、助成金の支給額1,033百万円を売上原価から控除しております。

4．会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

①　当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産の金額は、「個別注記表７．税効果会計に関する注記」に記載のとおりであります。

②　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づき、将来減算一時差異のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識しております。当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、当社技術社員の待機数が増加したことにより、稼働率が低下する等、売上高が減少し当社の業績に大きな影響を与えております。ただし、過去（3年）及び当事業年度において、課税所得は安定的に生じていると判断していること等から、当社は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」における企業の分類を分類２に該当するものとして、回収が見込まれる繰延税金資産の金額を決定しております。将来の事業計画の策定にあたっては、足元の派遣エンジニアの需要動向を考慮し、翌事業年度における派遣需要の回復を見込んでおります。しかしながら、繰延税金資産の回収可能性の見積りは、将来の事業環境の変動などによって影響を受ける可能性があります。課税所得の発生時期及び金額に著しい変動が生じた場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　257百万円

⑵　当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関３行と当座貸越契約を締結、取引金融機関２行とシンジケートローン方式のコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	9,500百万円
借入実行残高	5,000百万円
借入未実行残高	4,500百万円

コミットメントライン設定金額	5,000百万円
借入実行残高	－
借入未実行残高	5,000百万円

⑶　財務制限条項

当社のコミットメントライン契約には、財務制限条項がついており、下記の各号を遵守することを確約しております。

①　2021年３月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2020年３月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75％以上に維持すること。

②　2021年３月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

6．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度期末株式数(株)
普通株式	26,673,900	35,700	－	26,709,600

⑵　当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度期末株式数(株)
普通株式	－	985,800	75,600	910,200

⑶　剰余金の配当に関する事項

①　配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月24日定時株主総会	普通株式	1,280	48.00	2020年3月31日	2020年6月25日

②　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,238	48.00	2021年3月31日	2021年6月25日

⑷　当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　832,800株

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	452百万円
減損損失	228
ソフトウエア	213
その他	72
繰延税金資産小計	966
評価性引当額	△19
繰延税金資産合計	947

8．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い預金等で運用しております。なお、デリバティブ取引は利用しない方針であります。

②　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、債権管理規程に沿って残高を管理し、リスク軽減を図っております。

短期借入金の使途は主に運転資金及び設備投資資金であります。未払金及び未払法人税等は、１年以内の支払期日であります。短期借入金、未払金、未払法人税等の流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）については、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成することにより管理しております。

③　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
⑴　現金及び預金	14,297	14,297	－
⑵　受取手形	1	1	－
⑶　売掛金	3,456	3,456	－
資産計	17,755	17,755	－
⑴　短期借入金	5,000	5,000	－
⑵　未払金	1,041	1,041	－
⑶　未払法人税等	338	338	－
負債計	6,379	6,379	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 短期借入金、(2)未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	10

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

９．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	467円87銭
１株当たり当期純利益	50円81銭

11．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(1) 金額表示単位の変更

当事業年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

(2) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額（百万円）
本社（東京都港区）	事業用資産	ソフトウエア	301

当社は、原則として資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業部門を基準としてグルーピングをしております。

コグナビタレントマネジメント事業において、事業開始時に想定していなかった新型コロナウイルス感染症の拡大が発生し、感染拡大防止のために人の移動や接触を制限する状況が１年以上続いた結果、顧客企業への直接訪問が制限されたため、採用企業数が当初の想定を下回ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（301百万円）として特別損失を計上しました。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値の測定に用いる将来キャッシュ・フローは、コグナビタレントマネジメント事業の事業計画を基礎として見積もっており、採用企業数の増加見込み等を主要な仮定として織り込んでおります。

その結果、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。